

【通所介護】

**ADL維持等加算
算定のガイドブック**

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ADL維持等加算とは？・・・・・・・・・・・・ 4
- ADL維持等加算の単位数・・・・・・・・・・・・ 5
- ADL維持等加算の算定要件・・・・・・・・・・・・ 6～9
- ADL維持等加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 10～14
- ADL維持等加算の留意点・・・・・・・・・・・・ 15
- ADL維持等加算のQ&A・・・・・・・・・・・・ 16～29

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、ADL維持等加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



ADL維持等加算とは？

ADL維持等加算とは、利用者の日常生活動作（ADL）の機能の評価を事業所が実施することを評価する加算です。

利用者の自立支援・重度化防止を推進する観点から、ADLの維持・改善の度合いが一定の水準を超えることを評価する加算として、平成30年度の介護報酬改定にて創設されました。

通所介護・地域密着型通所介護を合計したADL維持等加算の算定率は、令和元年4月サービス提供分が『1.49%』、令和2年4月サービス提供分が『**2.38%**』と増加していますが、低い算定率で推移しています。介護報酬改定に係る議論の中では、算定率が低い要因として

- **算定に係る労力に対して評価（単位数）が低い**
- **業務負担が大きい**
- **算定要件のハードルが高い**

などの理由が挙げられ、令和3年度介護報酬改定では、加算の単位数と算定要件の見直しが行われました。

それでは、ADL維持等加算の単位数や算定要件、留意点について見ていきましょう。

ADL維持等加算の単位数

加算の種類	単位数
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位／月
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位／月
ADL維持等加算（Ⅲ）	3単位／月

ADL維持等加算（Ⅲ）は、令和3年度の介護報酬改定前にADL維持等加算の届出を行っていて、改定後のADL維持等加算の届出を行っていない事業所が、従前のADL維持等加算（Ⅰ）を算定する場合に使用する区分です。

令和5年3月31日までの経過措置として設けられています。

ADL維持等加算の算定要件

ADL維持等加算（Ⅰ）の算定要件

- 評価対象利用期間が6月を超える利用者（評価対象者）の総数が10人以上であること。
- 評価対象者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、一定の研修を受けた者が、『Barthel Index』を用いてADL値を測定していること。
- 測定した日が属する月ごとに『LIFE』を用いてADL値を提出していること。
- ADL値を用いて一定の基準に基づき算出したADL利得について、平均値が『1』以上であること。
- サービスの質の向上を図るため、『LIFE』への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

ADL維持等加算の算定要件

ADL維持等加算（Ⅱ）の算定要件

- 評価対象利用期間が6月を超える利用者（評価対象者）の総数が10人以上であること。
- 評価対象者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、一定の研修を受けた者が、『Barthel Index』を用いてADL値を測定していること。
- 測定した日が属する月ごとに『LIFE』を用いてADL値を提出していること。
- ADL値を用いて一定の基準に基づき算出したADL利得について、平均値が『2』以上であること。
- サービスの質の向上を図るため、『LIFE』への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

ADL維持等加算の算定要件

ADL維持等加算（Ⅲ）の算定要件

- 従前のADL維持等加算の届出を行っていて、令和3年度の介護報酬改定に係るADL維持等加算の届出を行っていないこと。
- 評価対象利用期間に5時間以上の利用回数が5時間未満の利用回数を上回る利用者の総数が20名以上であること。
- 評価対象利用期間の初月において要介護度が3以上である利用者が、利用者の総数に対して15%以上であること。
- 評価対象利用期間の初月において初回の要介護・要支援認定があった日から起算して12ヵ月以内の利用者が15%以下であること。
- 評価対象利用期間の初月と6ヵ月目において事業所の機能訓練指導員が『Barthel Index』にてADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出している利用者が90%以上であること。
- 評価対象利用期間の6ヵ月目におけるADL値から評価対象利用期間の初月におけるADL値を控除した値が多い順の上位85%について、ADL利得が「ADL利得が0より大きければ1」「ADL利得が0より小さければ-1」「ADL利得が0ならば0」として区分し、合計した数が0以上であること。

ADL維持等加算の算定要件

Barthel Index（バーセルインデックス）とは？

Barthel Indexとは、ADLを評価する指標として広く用いられている方法です。対象となる10項目について5点刻みで点数化し、その合計を100点満点で評価します。

項目①	点数
食事	10点：自立 5点：部分介助 0点：全介助
移乗	15点：自立 10点：最小限の介助 5点：部分介助 0点：全介助
整容	5点：自立 0点：部分介助または全介助
トイレ動作	10点：自立 5点：部分介助 0点：全介助
入浴	5点：自立 0点：部分介助または全介助

項目②	点数
移動	15点：自立 10点：部分介助 5点：車いす使用 0点：上記以外
階段昇降	10点：自立 5点：部分介助 0点：全介助等
更衣	10点：自立 5点：部分介助 0点：上記以外
排便コントロール	10点：自立 5点：部分介助 0点：全介助等
排尿コントロール	10点：自立 5点：部分介助 0点：全介助等

ADL維持等加算を算定するまでの流れ

①所轄官庁に届出を行う。（加算の算定をする前年同月に提出、加算の算定は1年後。）



②評価対象利用期間の初月にADLの評価を行う。



③LIFEを用いてデータを提出する。



④評価対象利用期間の初月の翌月から起算して6月目にADLの評価を行う。



⑤LIFEを用いてデータを提出する。



⑥対象者の総数とADL利得の平均値を確認する。



⑦ADL維持等加算を算定する。

ADL維持等加算を算定するまでの流れ

届出の提出

ADL維持等加算を算定するためには、所轄官庁へ以下のような書類を届け出る必要があります。

提出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

提出期限

加算を取得する月の前年の同月に届出が必要です。

⇒つまり、**届出を行ってから実際に加算を算定できるのは『1年後』**になります。

ADL維持等加算を算定するまでの流れ

ADLの評価

ADLの評価は、『**一定の研修を受けた者**』が、評価対象利用期間の『**初月**』及び『**初月の翌月から起算して6月目**』に行います。

ADLの評価を行うための研修とは？

【令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.5）令和3年4月9日問5 Aの一部抜粋】

一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。

- BIの測定方法に係る研修の例
一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会「ADL維持等加算対応バーセルインデックス研修」
- BIに関するマニュアル
(https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou000000qwp6-att/R2_174_3_guideline_1.pdf)
- BIの測定についての動画
(<https://www.youtube.com/watch?v=d4Sb83VgxPA>)

ADL維持等加算を算定するまでの流れ

LIFEへデータ提出

利用者ごとのADLの情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報、LIFEのフィードバック情報等を活用し、サービスの質の管理を行うことが求められています。

LIFEへのデータ提出のポイント

- LIFEの『令和3年度ADL維持等加算算定』の項目に、Barthel Indexを用いて評価した情報を入力し、提出する。
- **ADLの評価を行った月の翌月10日までに**、データを提出する。
- やむを得ない場合を除き、**利用者全員**のADL値を提出する。



※厚生労働省
「LIFE操作説明書
令和3年度ADL維持等加算算定
入力操作編」
より画像引用

ADL維持等加算を算定するまでの流れ

対象者の総数とADL利得の平均値を確認

ADLの評価をLIFEを用いて提出し、1年経過後、対象者の総数とADL利得の平均値が算定要件を満たしているか確認することになります。

- 評価対象利用期間が6月を超える利用者が『**10名**』以上。
- ADL利得の平均値が『**1**』以上、または『**2**』以上。

⇒ADL利得の平均値はLIFEで計算結果を確認することができます。

ADL利得の平均値の算出方法

『開始月の翌月から起算して6月目のADL値』から『開始月のADL値』を控除した値に、評価対象利用開始月測定したADL値に応じた下表の値を加えた値を平均して算出します。

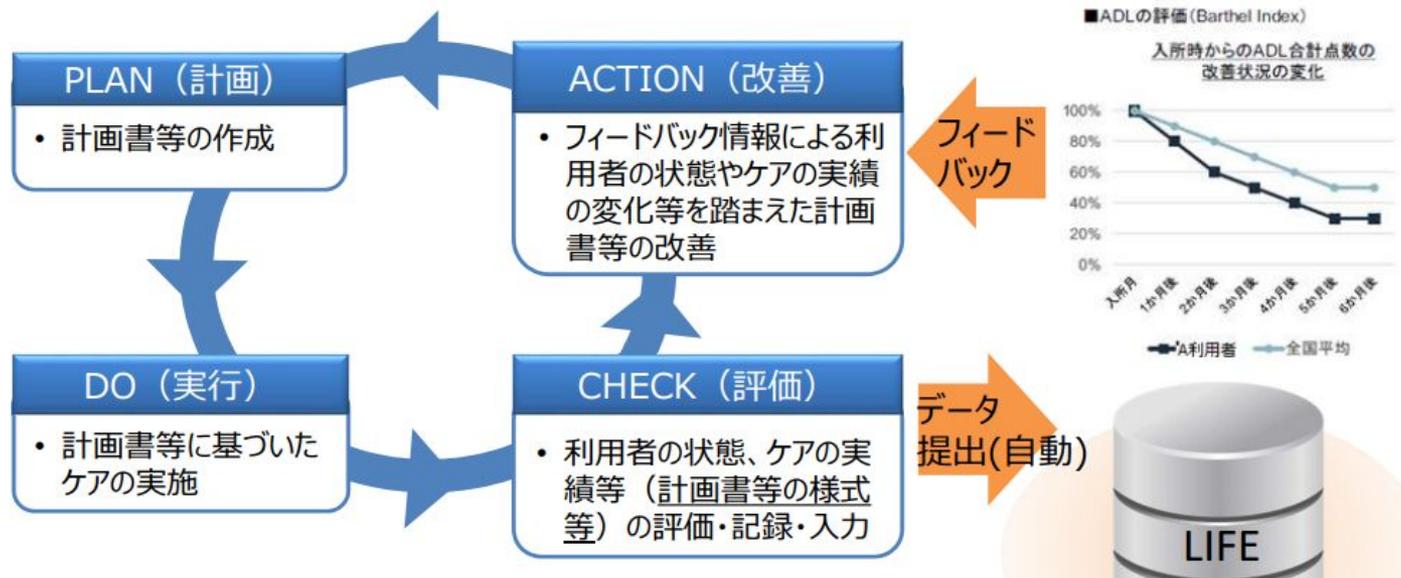
	0以上25以下	30以上50以下	55以上75以下	80以上100以下
下記以外の者	1	1	2	3
評価対象利用開始月において、初回の要介護認定が合った月から起算して12月以内の者	0	0	1	2

また、平均の計算において、ADL利得の多い順の上位10%と下位10%に該当する利用者を除いて算定します。

ADL維持等加算の留意点

LIFEのフィードバック活用

ADL維持等加算を算定するためには、『LIFE』への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うことが求められています。



※厚生労働省「科学的介護情報システム（LIFE）について」より画像引用

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問19

Q.

科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）、自立支援促進加算、個別機能訓練加算（Ⅱ）、リハビリテーションマネジメント加算（A）若しくは（B）口、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index（BI）のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステージングから読み替えたものを提出してもよいか。

A.

BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、BIに係る研修を受け、BIへの読み替え規則を理解し、読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問34

Q.
LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。

A.
令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問35

Q.
事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。

A.
サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問36

Q.

これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。

A.

令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算 [申出] の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算 [申出] の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。

なお、「ADL維持等加算 [申出] の有無」について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算 [申出] の有無」について、届出を「1なし」に変更すること。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問37

Q.

これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算 [申出] の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。

A.

令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問38

Q.

これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。

A.

各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問39

Q.
これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。

A.
貴見のとおり。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問40

Q.
令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。

A.
令和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問41

Q.
同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうか。

A.
要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問42

Q.
指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。

A.
ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」を「1なし」とする。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問43

Q.
令和4年度もADL維持等加算（Ⅲ）の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」が「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」が「2あり」という記載することで良いか。

A.
貴見のとおり。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) 令和3年4月9日 問5

Q.
ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index（以下「BI」という。）を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。

A.
一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。
また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.6) 令和3年4月15日 問3

Q.

令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定しようとする場合においても、ADL値の測定時期は改定後の基準に従うのか。

A.

令和3年度にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。

ADL維持等加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.9) 令和3年4月30日 問1

Q.

令和3年4月よりADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を予定していたが、5月10日までにLIFEに令和2年度のデータを提出できず、LIFEを用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。

A.

令和3年4月よりADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにLIFEへのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。

なお、データ提出が遅れる場合、

①各事業所において、LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。

この場合であっても、速やかに、LIFEへのデータ提出を行い、LIFEを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。

②5月10日以降に、LIFEへのデータ提出及びLIFEを用いて算定基準を満たすことを確認し、月遅れ請求とし請求明細書を提出すること、又は保険者に対して過誤調整の申し立てを行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること

等の取扱いを行うこと。

なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。

また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。